

平成30年度 第8回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成30年11月12日(月)午後2時00分から2時53分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (28人)

1番 原 卓己君	4番 芹澤行雄君
3番 勝亦慶徳君	7番 勝又英夫君
5番 田代眞吾君	10番 芹澤高雄君
8番 勝又秀一君	12番 勝又俊治君
11番 杉山正一郎君	14番 根上豊君
13番 杉山照信君	16番 野村進吾君
15番 高村盛司君	18番 水口光一君
17番 土屋好勝君	20番 芹澤賢治君
19番 田代壽信君	22番 土屋耕一君
21番 鈴木末廣君	24番 鈴木良逸君
23番 土屋多嘉雄君	26番 野木美佐雄君
25番 勝間田喜晴君	28番 鎌野哲夫君
27番 佐藤一吉君	30番 滝口勉君
29番 根上守人君	
31番 勝又義美君	

欠席委員 (1人)

2番 中村克則君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について  
議案第37号 非農地証明申請書の決定について
- 7 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

勝亦 俊次      井上 裕次      浅水 隆司      鈴木 愛      杉山 啓介

## 会議の概要

事務局

ただ今から平成30年度第8回総会を開会いたします。  
本日は、2番 中村克則委員が欠席でございますが、過半数の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。

会長

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 1番 原卓己委員、3番 勝亦慶徳委員を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。  
報第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第14号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。11月12日報告。今月の4条報告は6件でございます。  
(番号1～6について内容読み上げ)  
以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。  
議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。  
なお、整理番号1について議事参与の制限に該当する委員がおられますので、まず整理番号1について審議いたしますが、本件につきましては17番委員については議事参与の制限に該当する案件ということで、ご退席をお願い申し上げます。

(17番委員退席)

会長

それでは事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第35号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。11月12日提出。今月の3条は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 4,241 m<sup>2</sup>

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

13番委員

番号1ですが、11月3日及び11月5日、申請人双方と現地及び自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

内容についてですが、譲受人は市街化区域の農地を処分し、これに替わる農地があれば紹介してもらうことを御殿場農協に依頼していました。また譲渡人は農業を行っておらず、農地の処分を考えていました。これらの情報を基に御殿場農協が双方の仲介に入り、話し合いが成立しております。

効率的利用についてですが、通作距離は1.7kmで、車で5分程度です。農業従事者は本人、妻、子供1人です。農作業経験は本人が30年、妻が13年、子供が2年です。農機具は、耕運機、軽トラック、田植機、コンバイン等があります。従事状況は4月から10月の7か月間です。

以下の調査項目については、すべて要件を満たしております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

17番委員は戻って着席してください。

(17番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長

それでは続きまして番号2に入ります。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,791 m<sup>2</sup>

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

番号2ですが、11月9日・10日、申請人双方と現地及び自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容についてですが、譲渡人は老齢により、旦那さんも亡くなり農耕作業が出来ないため、専業農家で経営規模拡大のための譲受人に譲渡するための申請です。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第36号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。11月12日提出。今月の案件は4件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 186 m<sup>2</sup>

転用内容は、売買により店舗1棟及び宿泊施設3棟の建築です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 552 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借により店舗1棟及び物置1棟の建築、駐車場22台の整備です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地

に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借により店舗1棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借により自己用住宅1棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

1 2 番委員

番号1ですが、11月5日、譲渡人と現地にて、11月7日、譲受人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、双方とも本人が申請したもので間違いありません。

転用理由については、今回、周りは既に譲受人のほうで取得をされており、そのところを今度、店舗等を建てる予定でございましたが、隣接する農地にご迷惑を掛けてはいけないということで、道を作ろうか、どうしましょうかという話を持ち掛けたところ、面積も小さく、形も悪いため、今でも草を刈るのが精一杯なので、できたら買って欲しくないかという申し入れがあったということで、今回の申請に至ったそうです。

転用についてその他のことについては、権利等についてもまったく問題はありませんでした。

転用時期については、許可が下りた場合には、年明けになってから始めたいということでした。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上です。

1 4 番委員

番号2ですが、11月6日、譲受人とは自宅にて、譲渡人とは電話にて調査いたしました。

申請行為については、双方とも本人が申請したものに間違いありません。

転用理由につきましては、レストラン経営を今まで行っておりましたが、この度、コンビニエンスストアの経営にすることで、駐車場が必要ということで、転用理由から言って、土地の面積が必要となるかと思えます。

資金については、金融機関からの融資を受けるということです。

他の権利の設定等はありません。

転用時期については、許可日すぐにも始めたいということでございます。

他法令については、法令による申請は手続きを進めているということでございます。この手続きと言いますと、真ん中を川が通っているものですから、そちらは5条のほう

ではなくて都市計画のほうの関係になると思いますから、この転用についての、ここでの審査はできないと思いますので、都市計画のほうでやってもらうようなことになるかと思ひます。

周辺への影響についてですが、前回と同じようにレストランを経営しておりました関係で、農地への影響等はないと考えますが、万が一、被害が発生した場合は、責任をもって対処するというごひごひます。

以上ごひごひます。

29番委員

番号3ですが、11月8日、申請人と現地及び自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いありません。譲渡人は夫婦でありまして、二人の共有の土地を、譲受人である夫に使用貸借権を設定するものです。

転用理由につきましては、譲受人は、現在、御胎内温泉の料理長として働いておりますけれども、独立して自分の店舗を持つために申請するものでごひごひます。

資金につきましては、自己資金と借入金を運用するというごひごひます。

他法令につきましては、農用地区域の除外の申請は認められておりまして、また、都市計画法の事前相談も受けており、問題はないと思ひます。

その他の許可要件については、すべて適合してごひごひます。

以上ごひごひます。

1番委員

番号4ですが、11月3日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

譲受人と譲渡人は孫と祖父の関係であり、申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由につきましては、譲受人は祖父や両親と同居していますが、9月に子供が生まれ、現在は市内のアパートに仮住まい中です。母屋は古く手狭なため、独立した世帯を持つため農家分家を建てたいと思ひ、祖父名義の隣接する畑を借り受けることとなりました。以上のことを考えますと、やむを得ないと判断いたしました。

資金につきましては、金融機関からの借入で対応するというごひごひます。

その他の許可要件については、すべて適合してごひごひます。

以上ごひごひます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ごひごひませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようごひごひますので、本案について賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようごひごひますので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第37号 非農地証明申請書の決定について を議題とごひごひます。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第37号 次のとおり、非農地証明申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。11月12日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 田、現況 山林 317 m<sup>2</sup>  
以上でございます。

会長

続いて委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

番号1ですが、11月3日、申請人と現地にて調査いたしました。  
申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。  
現況の様子ですけれども、現地は耕作されていない状態が続き、雑木が密生しております。

転用経緯については、現地は面積も狭く道路に面していないため、機械の進入路がないため、昭和45年頃には耕作をしなくなり、森林化していった模様です。また現地は、現在、地域森林計画区域内になっております。

所定の手続きをしなかった理由につきましては、農地法をよく知らなかったため、転用手続きをしなかったとのことでございます。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第38号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。11月12日提出。

公告予定日が11月13日の利用集積計画となります。本議案における計画は8件で面積が11,089 m<sup>2</sup>です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸しする者は、静岡県



農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

また、本議案にて利用権の設定を受けるものはすべて同じですので、最後にまとめて説明をさせていただきます。

(内容読み上げ) 計 15 筆 11,089 ㎡  
以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 その他事務局から報告があればお願いします。

事務局 (報告事項)

1. 全国農業新聞の普及推進について
2. 農業会議情報について
3. 会議等出席依頼 (報告) について
4. 次回総会 12月10日(月)午後3時30分または午後4時を予定 市民会館 3階第7会議室にて

それでは、以上をもちまして、平成30年度第8回総会を閉会いたします。

事務局長

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 3 番 \_\_\_\_\_